

大津市エコ移動の推進に向けたシェアサイクル事業の協働事業者選定に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、大津市エコ移動の推進に向けたシェアサイクル事業（以下「本件事業」という。）の実施に係る協働事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等の必要な事項を定めることを目的とする。

2 概要

次のとおり（詳細は別紙2「大津市エコ移動の推進に向けたシェアサイクル事業仕様書」のとおり）。

(1) 募集の趣旨

本市は、「大津市ゼロカーボンシティ」の実現に向けた取り組みの一環として「エコ移動」の普及促進に資する「シェアサイクル」の導入可能性及び環境負荷低減効果について、令和6年度から今年度にかけて事業者との協働により検証を進めている。

今般、この検証結果（別紙4「シェアサイクル実証事業中間まとめ」参照）を踏まえ、大津市内における自転車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第63条の3に定義される自転車をいう。）によるシェアサイクルの定着を図るため、本市と協働でシェアサイクル事業を実施する事業者（以下「協働事業者」という。）の優先交渉権者等を公募により選定する。

(2) 事業における市との役割分担

本件事業において協働事業者は、事業運営に伴う一切の費用及び責任の全てを負うものとする。

一方、本市は本件事業の環境負荷低減など公共的意義を鑑み、事業が円滑に運営され、定着するため以下のことを行う。

ア 公共ポート確保：市が管理する公共施設へのシェアサイクルのポート設置に関する用地の調整及び確保。

イ 利用促進協力：事業の周知及び市民へのシェアサイクル利用の啓発に必要な広報活動への協力。

3 協働事業者の選定に関する事項

応募者からの提案書に基づき審査を行い、所定の選定基準点を上回った最上位の事業者を協働事業者の優先交渉権者として1者選定し、次に高い事業者を次点の交渉権者として1者選定するものとする。

本市は、選定した優先交渉権者と本件事業の実施に関する詳細について協議・調整を行い、その協議等が成立した場合は、本件事業の実施に係る協定を締結するものとする。

ただし、市と優先交渉権者との間で協議等が成立しなかった場合には、市は優先交渉権者の地位を一方的に取消し、次点の交渉権者と協議等を行うことができるものとする。

なお、次点の交渉権者の地位は、優先交渉権者との協定の締結をもって消滅する。

4 実施形式

公募型

5 募集スケジュール

令和7年11月21日（金）	公募開始
令和7年12月 1日（月）	質疑受付締切
令和7年12月 4日（木）	質疑に対する回答（予定）
令和7年12月 9日（火）	参加申込書及び企画提案書等の提出締切
令和7年12月15日（月）	書面審査

※受付日時は、月曜日から金曜日（土・日曜日及び国民の祝日等閉庁日を除く）の9時～12時、13時～17時までとする。

6 参加資格

プロポーザルに参加できる者（応募者になろうとする者）は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 次に掲げる要件のいずれかを満たし、かつ、国内において1年以上継続したシェアサイクル事業の実績を有することとする。

ア 大津市内において10か所以上の民有地にサイクルポートを設置し、自転車によるシェアサイクル事業を現に実施していること。

イ 大津市内において、令和8年3月31日までに、アに掲げる事業を実施する見込みが確実であると認められること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。

- (3) 大津市から指名停止を現に受けていないこと。

- (4) 市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が本市に存する場合に限る。））、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。

- (7) 本プロポーザルに参加する他の応募者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ(7)にあつては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア 資本関係

- (7) 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- (ウ) (ア)又は(イ)と同視しうる関係にあると認められる場合

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - d 組合の理事
 - e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずるもの
 - (イ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
 - (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
 - (エ) (ア)から(ウ)までと同視しうる関係にあると認められる場合
- (8) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
- ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

7 質疑・応答

- (1) 提出方法 別添の質問書（別紙１）により電子メールで提出すること。

※ メール件名に「シェアサイクル公募質問. 送信年月日（西暦８桁）. 会社名」を入力し、添付ファイルは１つにまとめて送信すること。

※ 電子メールを送信した後、必ず電話等で送信した旨を担当課に伝えること。

※ 電話又は口頭による質問は受け付けない。

- (2) 期限

令和７年１２月１日（月）１７時まで（必着）

- (3) 提出先

大津市役所 環境部環境政策課

電子メールアドレス otsu1121@city.otsu.lg.jp

- (4) 回答方法

大津市ホームページに掲載（掲載は令和７年１２月４日（木）の予定）

- (5) 留意事項

質問の内容に応募者名が特定できる記載を入れないこと。

8 参加申込の手続き

- (1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び大津市契約規則（昭和４０年規則第３５号）等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

ア 参加申込書 １部（様式１）

イ 誓約書 １部（様式２）

ウ 企画提案書 ９部（正本１、副本８）

※企画提案書は、別紙２及び別紙３を十分理解した上で作成すること。

※企画提案書の鑑みは、様式４－１または様式４－２を使用すること。

※副本については会社名を記入しないこと。

エ チェックシート １部（様式５）

オ 実績報告書 １部（様式６）

カ 法人概要書 １部

キ 印鑑登録証明書（発行後３か月以内のもの）

ク 令和７年度大津市競争入札参加資格名簿に登録がない場合にあっては、次に掲げる書類

- (ア) 法人の場合にあっては直近年度の市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が大津市に存する場合に限る。））及び国税（法人税及び消費税）の納税証明書（写し可）、
個人の場合にあっては直近年度の市町村税及び国税（所得税及び消費税）の納税証明書（写し可）

- (イ) 法人の場合にあっては履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）（写し可）及び役員名簿、
個人の場合にあっては身分証明書の写し

- (2) 提出期限及び時間

令和７年１２月９日（火）１７時まで

(3) 提出方法

持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法によることとし、上記(2)の提出期限の終期までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

(4) 提出先

大津市役所 環境部環境政策課（大津市役所別館 1 階）

〒520-8575 滋賀県大津市御陵町3番1号

電子メールアドレス otsu1121@city.otsu.lg.jp

9 企画提案書作成方法

様式は問わないが、大津市エコ移動の推進に向けたシェアサイクル事業仕様書（別紙2）及び大津市エコ移動の推進に向けたシェアサイクル事業の協働事業者選定に係る公募型プロポーザル企画提案書作成要項（別紙3）、シェアサイクル実証事業中間まとめ（別紙4）を参照し、作成すること。

10 審査方法

本要領及び仕様書に基づき提出された企画提案書等について、大津市エコ移動の推進に向けたシェアサイクル事業の協働事業者選定に係る公募型プロポーザル審査委員会が審査を行う。

(1) 審査方法

書面審査により行う。

(2) 審査予定日

令和7年12月15日（月）

なお、応募者が多数の場合は日程を変更する場合がある。

(3) 審査員

市職員5人

(4) 審査基準

別表を基本に審査を実施する。

各審査委員の評価は5段階で行い、審査を行った委員（欠席した委員を除く）（以下「審査をおこなった委員」という。）の合計配点の5割以上の得点である者のうち、最も得点の高い応募者を優先交渉権者として1者選定し、次に高い者を次点の交渉権者として1者選定する。

審査を行った委員の合計配点の5割以上の得点に満たない場合、又は、審査を行った委員の合計配点の5割以上の得点であっても同一の審査項目において審査を行った委員全員からE評価を受けた場合は失格とする。

(5) その他

審査の対象事業者は、上記6の要件を満たし、かつ、8(2)の提出期限までに提出書類を提出した事業者であって、本市が参加資格を確認したものに限る。なお、選定事業者決定までの間に参加資格の要件を満たさなくなった場合は、当該資格を失うものとする。

11 審査結果

(1) 通知方法

書面審査を受けた全ての応募者に文書にて通知する。

(2) 通知予定日

令和7年12月17日（水）

1.2 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

1.3 情報公開及び提供

市は応募者から提出された企画提案書等について、大津市情報公開条例（平成14年条例第4号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの優先交渉権者選定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。

1.4 その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。

緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を大津市に請求することはできない。

(3) 参加辞退の場合

参加申込書等の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式3）により、担当課宛てに提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、優先交渉権者に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要

と認める場合には、市は、優先交渉権者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(6) 応募者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(7) 本件事業においては、優先交渉権者に選定された者と実施に係る詳細協議を行い、協議が調ったときは、本件事業の協働事業者として協定を締結する。

ただし、市の優先交渉権者との間で協議等が成立しなかった場合には、市は優先交渉権者の地位を一方的に取消し、次点の交渉権者と協議等を行うことができる。

1 5 問合せ先

〒520-8575 滋賀県大津市御陵町3番1号

大津市環境部環境政策課（担当 小田・下）

電話 077-528-2760

FAX 077-522-1097

電子メールアドレス otsu121@city.otsu.lg.jp

(別表)

大津市エコ移動の推進に向けたシェアサイクル事業の協働事業者選定に係る公募型プロポーザル 審査基準

審査項目		評価基準	採点
組織評価	事業執行技術力	・ 本件事業を遂行するために必要な知識や経験、実績を有しているか。	10点
	実施体制	・ 本件事業を適切に遂行できる体制を有しているか。	10点
基本事項評価	基本的な考え方、企画提案書の表現と構成	・ 本件事業の目的及び内容を的確に理解しているか。 ・ 企画提案書は分かりやすい表現で体系的に整理されているか。	10点
提案内容評価	状況を踏まえた提案内容であるかについて	・ 提案内容は、本市の特性や実証事業の内容を踏まえた取組であるか。	10点
	シェアサイクル利用促進による環境負荷低減について	・ 自動車からの転換に向けて実現可能な取組であるか。 ・ 利用者の利用の弊害とならない料金プラン（案）であるか。 ・ その他環境負荷低減に向けて利用者を増加させるための取組があるか。	20点
	採算性の確保について	・ 事業の収支計画に無理がなく現実的か。	10点
	市との連携	・ 市との役割分担を十分認識した取組であるか。	10点
	利用者の安全対策について	・ 利用者の安全を確保する設備等が確保されているか。	10点
加点評価	副次的効果の検証	・ 観光客の利便性の向上等の副次的な効果が見込める取組であるか。	10点

※各審査員の評価は5段階で行い、審査を行った委員（欠席した委員を除く）の合計配点の5割以上の得点である者のうち、最も得点の高い応募者を優先交渉権者として1者選定し、次に高い者を次点の交渉権者として1者選定する。

※審査を行った委員の合計配点の5割以上の得点に満たない場合、又は、審査を行った委員の合計配点の5割以上の得点であっても同一の審査項目において審査を行った委員全員からE評価を受けた場合は失格とする。

配点計算式

A評価	優れている	配点×1.0
B評価	やや優れている	配点×0.8
C評価	ふつう	配点×0.5
D評価	やや劣っている	配点×0.2
E評価	劣っている	配点×0.0